

回覧

令和6年留寿都村成人式（二十歳のつどい）該当者（出席希望者）の調査について

留寿都村成人式における対象年齢等について

平成30年6月20日に公布された民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の施行により令和4年4月1日から成人年齢が18歳に引き下げられておりますが、教育委員会において、留寿都村成人式の対象年齢を20歳（年度中に20歳に達するもの）としております。

標題の件につきまして、令和6年留寿都村成人式（二十歳のつどい）の該当者への案内文書の送付にあたり、下記のとおり調査を実施いたします。出席を希望される方は、留寿都村教育委員会にご連絡ください。

なお、令和6年留寿都村成人式（二十歳のつどい）は**令和6年1月7日（日）13時**から**留寿都村公民館**にて開催する予定です。

記

* 連絡する必要がある方 *

平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方のうち、本村に住民登録を有さず、本村の成人式に出席を希望される方

※本村に住民登録をしている成人者は、連絡の必要はありません。

* 調査内容 *

- ・出席を希望する成人者の氏名、生年月日及び性別
- ・案内状送付先（住所・電話番号）※成人者以外を送付先とする場合は送付先の氏名

* 調査方法 *

11月20日（月）までに、ご本人又は親族の方から、教育委員会社会教育係へご連絡ください。（電話 0136-46-3321）

* その他 *

成人式の案内状は、ご連絡頂いた住所へ後日あらためて送付いたします。

（社会教育係：岩谷）